**鎌倉市屋外広告物条例（案）へのご意見を募集します**

|  |  |
| --- | --- |
| * **屋外広告物とは**   常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。 |  |

鎌倉市では、これまで「神奈川県屋外広告物条例」で定められた屋外広告物の表示又は設置の基準により、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止に努めてきました。

この度、本市の実情に合わせた、まちの安全・活性化に資する **「鎌倉市屋外広告物条例」** の制定 （令和４年（2022年）４月施行）を予定しており、鎌倉市意見公募手続条例に基づき、条例案に対するご意見を募集します。なお、条例案は、鎌倉市役所本庁舎３階都市景観課窓口及び本市ホームページでご覧いただけます。

* **意見の募集期間 ・ 提出期限**

**令和３年（2021年）８月２日（月）　～　令和３年（202１年）８月31日（火） ←**提出期限　 **必 着**

* **意見の提出方法 ・ 提出先**
* 電子メール、ＦＡＸ、郵送又は直接窓口ご持参により、次の宛先へご提出ください。

※ 電話・口頭により頂いたご意見は、この公募手続によるものとしてお受けできません。

* + 郵送（持参） 　〒248-8686鎌倉市御成町18-10　鎌倉市役所 都市景観課（本庁舎３階）
  + Ｆ　Ａ　Ｘ　　　　代表：0467-23-8700　　直通：0467-23-3247　※番号にご注意ください
* 電子メール　　keikan@city.kamakura.kanagawa.jp
* 意見用紙の書式は自由ですが、 **裏面** をご利用いただくと便利です。
* 任意の書式でご提出される場合は、氏名、住所（法人等団体の場合は、団体の名称及び代表者職氏名、所在地）、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を必ずご記載ください。
* ご連絡先の情報は、頂いたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用します。
* **提出できる方**
* 鎌倉市内に住所を有する方
* 鎌倉市内の事務所又は事業所に勤務する方
* 鎌倉市内に事務所又は事業所を有する方
* 鎌倉市内の学校に在学する方
* 鎌倉市に対して納税義務を有する方
* この事案に関し利害関係を有する方
* **提出されたご意見について**

個々のご意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

ご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

* **お問い合わせ先　（事務担当）**

鎌倉市役所　都市景観課　都市景観担当

【電話】　代表：0467-23-3000（内線2322・2526）　　直通：0467-61-3477

**鎌倉市屋外広告物条例（案）に対する意見用紙**

【提 出 先】　　〒248-8686　鎌倉市御成町18-10　鎌倉市役所　都市景観課　（本庁舎３階）

　　　　　　　　 　　　E-mail ： keikan@city.kamakura.kanagawa.jp

【募集期間】　　令和３年（2021年） ８月２日（月） ～ 令和３年（2021年） ８月31日（火）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名  （団体名・代表者名） | |  |
| 住　所　（所在地） | |  |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| 電子メール  アドレス |  |
| 区　分  （該当するものに☑） | | □　鎌倉市内に住所を有する方  □　鎌倉市内の事務所又は事業所に勤務する方  □　鎌倉市内に事務所又は事業所を有する方  □　鎌倉市内の学校に在学する方  □　鎌倉市に対して納税義務を有する方  □　この事案に関し利害関係を有する方 |
| 【意見記入欄】　※欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいても構いません。 | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |